広報 横芝

のこ広報は各家庭に洩れなく配付します。
発行所・千葉県山武郡横芝町役場（電話）横芝 32・249・339

＜納　税＞

７月は	国民年金	第２期分	納期限	です
	有線放送	第２期分	納期限	
	固定資産	第２期分	納期限	
	所得税の	第１期分	納期限	
８月は	町民税の	第２期分	納期限	
	国保税の	第３期分	納期限	

これからの水稲管理

＝農業相談所農家に注意＝

苗代期に受けた稲の被害も其後順調な発育をとりもどしたようです。今年は異状気象だ、といわれながらもこの付近は北海道や東北地方の冷害と異なり、これからの管理と天候によっては特別の場所を除いては必らずしも大きな減収にはならないように見受けられます（現在の生育状況からの一般的推察）ので、今後の稲作管理について述べて見ます。

第一回初期追肥＝最近の高度化成を元肥に穂肥の分施を行えば、砂質土や漏水の特に烈しい土地の他は余り必要がありません、若し茎の発育を考えて追肥を予定して元肥を減らしてある場合は、田植後二〇～二五日位まで施すようにして下さい、それ以後になりますとこの追肥は無効茎を増やすばかりでなく茎を軟弱にして倒伏し易くします。茎肥はあくまでも有効茎を増すためのものです。

穂肥＝穂肥は普通の生育状態では出穂前二〇～二五日位が適期です。しかし、今年は全般的に田植が遅れているので穂肥の時期も遅らせなければなりません、それではその時期は何で決めるかといいますと、〃一株の中で一番太い茎を調べると幼穂が五ミリ位の大きさである〃という株が大部分になった頃を目安にすれば殆んど失敗はありません。

穂肥時期の調節＝今年は元肥の窒素分を減らしたと思います、若し天気が良くなるとこのままの施肥量では窒素分が不足するのではないか、と心配されると思いますがこの場合にも田植後三〇～四〇日頃に施すことは避けた方が安全です、もし乾田に四月末から五月始めに植えた場合とか、排水が良い砂質土だったりして、この時期より早く肥切れが目立つようでしたならば、施肥の時期を五日程速めて下さい。反対に幼穂が五ミリ位に生育した頃でも葉の色が落ちて来なければ穂肥の時期を遅らせ、更に遅らせてもまだまだ葉色が落ちて来なければ出穂直前まで遅らせても差支えありません。七月に入りますと気温も高くなるし、土用干しをしたとか、水が切れたりすると土から窒素分が出て来ることも考えられるので、〃今は肥切れはしないが後か心配だ〃という程度でしたならば早く施肥するより遅らせる位の方が失敗が少なく減収も余り目立ちません。

穂肥の量＝窒素成分で出穂二〇～二五日前なら二、〇～二、五キロ、早めの場合は二、五～三、〇キロ、遅いときは一～二キロにします。肥料は硫安のような速効性のものでもよいが早めに施す場合は尿素や塩安のように効目の稍長いものがよいでしょう。加里肥料を追肥にする場合にもっとも効果の高い時期は、最高分けつ期がその直前ですが二度に施すのが大変でしたらば窒素と一緒に施しても良いでしょう。

灌漑、虫干し、広葉雑草除草＝この期間は梅雨期で一般に雨が多いことと、これからの用水を確保しておくために出来るだけ水を溜めておこうとし勝ですが、実はこの期間は稲のもっとも水を必要としない時期なのです。

出穂の前四〇日位を中心としてＭＣＰや２４Ｄ撒布の最適期があることは良く知っていられると思います。

虫干しは出穂期の三〇～三五日位前で冬でも湛永している様な水田には特に効果があるので是非実施したいものです。

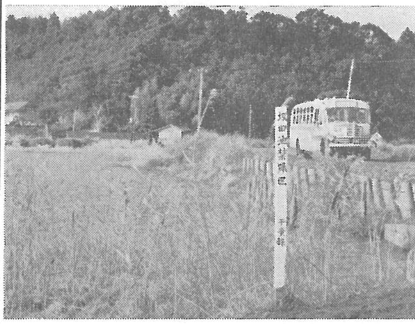

後方の丘陵が坂田城趾　南面の備となっていた沼は水鳥の保護池となり、昔よろい武者の往来した路にはバスが通っている。

▼ふる里の話題▲

坂田城（三）

戦いの山野を疾駆する坂東武者、関東には桓武平氏の土着によりその流れをくむ多くの土豪が各地に盤踞していた、千葉氏もその一支流である。

坂田城は鎌倉時代の中期にその千葉氏によって築かれたものである。築城者は詳かでないが常胤或いは胤正であるらしい。代々その支族が城代に任じられていたが、永亨の頃（一四二九～四〇）三谷氏の拠城となっている。三谷氏は千葉氏の庶流であったが戦国の中期には離反している。亨徳年中（一四五二～五四）一時木内能登守胤敬の拠るところとなっていた。胤敬は下総米乃井の城主で、はじめ鎌倉管領上杉氏に属していたが後千葉康胤（馬加氏）に仕えた。

文明二年（一四七〇）七月康胤の子孝胤を援け上杉の軍一万余騎を破る。古河公方成氏その戦功を称え、上総武射郡坂田郷三千貫の地を賞与した。明応元年（一四九二）十一月足利義明を五井原に破る、義明逃れて安房里見氏と結び同二年四月武射郡に乱入、五日城は炎に包まれ胤敬は討死し、御台原氏は沼に投じたと里人は伝えている。

後三谷大膳某、坂田城を改修し城主となる、永正二年（一五〇五）十二月十五日、千葉介昌胤元服に際して大膳某は千葉妙見宮に太刀一振を奉納している。

越えて永正十四年十月、足利義明は小弓御所と号して房総の諸将に対し参府を命じている。

大永年間（一五二一～二七）大膳某は同族の三谷蔵人と領分争いに端を発して栗山川に対陣、蔵人は匝瑳新村の城を本拠としてたびたび坂田城攻略の兵を発し、千葉介勝胤仲裁によって一応はその抗争が落着はしたが冷戦状態は尚続いた、そこで勝胤は大膳某に書を送り、坂田郷被下の命を下している。亨禄に到って大膳某は蔵人佐胤重に命じ谷の上道を施行した、これは坂田、新村の両城の軍事連絡道路であったものと推定される。

弘治元年（一五一五）閏十月十八日、三谷大膳信慈は武射の名刹金光寺に参詣。その帰途宝馬野に於いて大台城の井田因幡守の兵に囲まれ、金光寺に拠って防戦、武運つきて討死する、因幡守友胤は時を移さず坂田郷に浸入城を襲う、主なき城はもろく、堅塁坂田城の大手門は無惨に焼払われ、曲輪は敵の馬蹄にふみにじられた。信慈の嫡子藤四郎胤良は長倉砦（とりで）に拠って防戦、烈戦数刻遂に破れて下総に敗走。長倉砦は井田氏に至り和田左衛門尉の拠城となり、未だに和田城の名を止めている。弘治二年七月、友胤は坂田城を修築拡張し大台城から移る。同年八月三谷蔵人佐胤重は新村城に兵をあけ、復讐の火矢を坂田城に放つ、友胤、香取郡二乃原に三谷軍を迎撃敗走させた。

現在光町新井字二乃原松内台に散在する円墳は、七塚とよばれ、当時の戦死者の墓であると伝えられている。この戦いで友胤の次男美濃守氏胤は戦死、友胤は入道して端海と号し隠居、嫡男胤徳が因幡守を継ぎ三万五千石余の領主となる。

井田氏の始祖刑部太輔は伊豆の人で文安年間（一四四四～四八年）に来総し千葉陸奥守胤将に仕えて大台の領主となる。一説には当時の坂田城には千葉胤将が拠っていたとも伝えられる。

永正五年（一五〇九）刑部の嫡男権左衛門が生まれ、刑部は永正五年（一五三二）七月九日大台に歿した、戒名は真竜院殿厳威大居士。

権左衛門は因幡守友胤を名乗り、和田氏とともに山室飛騨守常隆の旗下にあり、二氏とも山室氏と婚姻関係があるため御一統としてかなり優遇されていたらしい。即ち友胤は常隆の女を室とし、山室の聟であり、嫡男胤徳は和田胤信の女を御台とする。後、小田原北条氏の武総進出に伴ない、房総の諸将は二分され、千葉氏は北条氏側に属した。天文七年（一五三九）十月、里見義堯は小弓御所を援けて下総に兵を挙げ鴻台（国府台）に北条氏と対陣、破れて里見氏は安房に走る。この合戦に際し因幡守は千葉氏に従い、北条勢に加わっている。

＝（史談会々員、伊東一男氏寄稿、総州井田氏の研究、坂田城戦史より）＝

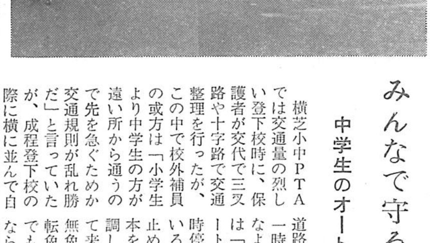

登下校の生徒を護るPTA交外補導員

みんなで守ろう交通規則

中学生のオートバイ運転は違反

横芝小中PTAでは交通量の烈しい登下校時に、保護者が交代で三叉路や十字路で交通整理を行ったが、この中で校外補員の或方は「小学生より中学生の方が遠い所から通うので先を急ぐためか交通規則が乱れ勝だ」と言っていたが、成程登下校の際に横に並んで自転車を走らせたり踏切りや、せまい道路から広い道路に出る時の一時停止、左右確認が怠り勝なようである（或警察官の方は「大人の中にも自動車、オートバイでスピード違反、一時停止、一時除行の違反者がいる。これ等の人達が違反を止めて正しい法規を守って手本を示してもらいたい」と強調している）特に最近目立って来たのが年少者を主とした無免許運転であるという〃「運転免許は五〇ccのオートバイでも満十六才にならなければならない即わち義務教育終了者でなければ免許証は交付されないので、若し小中学校の児童生徒がオートバイ運転をしていれば総て無免許と一応は見て（病気等で長年在学は別ですが）厳重に取締りを行なう方針だ、農道とか、村農地帯の部落路に多いようなので近くその方面に監視の眼を向ける、本人は勿論保護者の方々の御協力をお願いする」……これは去る六月十三日行われた交通安全協会と警察署合同打合会の席上横芝警察官幹部派出所の額賀所長さんの談であるが、子供可愛さから年令不足の子供にオートバイを運転させて平気でいる保護者の自重を切望して止まない。

交通法規
吾が身を守る
天の声

交通安全協会横芝支部では酒酔運転事故の続出に臨み今後会合の後では絶対酒席を設けず、対外的な止むを得ない行事には〃びん詰、折詰〃で家えの土産にすることに決定した。

自動車の防犯と夏の事故防止について

最近タクシー強盗が続出しています、この犯罪防止のため次のような非常信号をすることにしています。ハイヤーの屋上灯を点滅させながら走ること、したがって此の点滅を発見されましたならば、自動車強盗の被害にかかったとき、重要手配犯人又は犯罪者乗せているとき等ですから、電話、有線或いは口頭で警察に知らせて下さい。

婦人の夜歩き、や身体の露出過度や極度の薄着は性犯罪を誘発します、充分自縮を望みます。

毎度のことながら夏休みの開放感は児童生徒の非行を助長します、保護者の方々の御注意をお願いいたします。

夏になって水辺の遊びを云々するのは気のきかない話ですが、やはり命は大切です、水浴前の準備運動と、監視員の注意厳守、それに出かける先と帰る時間を家の人に話しておくことを励行して下さい。

議会だより
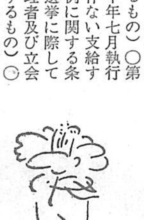
（昭和四十年六月二十六日付昭和四十年六月三十日午前十時招集のもの）○第一号議案専決処分事項の報告について（横芝町国民健康保険税条例の税率及課税標準額等の改正を専決処分により行なうもの）○第二号議案横芝町税条例の一部を改正する条例制定について（税法改正に伴なう所得割課税方式及老令者、身障者等の取扱いについての条例改正を行なうもの）○第三号議案横芝町消防団条例の一部を改正する条例制定について（横芝町消防団組織編成替に伴なう団員報酬の改正を行なうもの）第四号議案横芝町土地家屋評価審議会条例制定について（横芝町公有財産に係る不動産の取得、処分の適正を期するため、町長の諮問に応じて価格等の調査及び審議を目的とするもの）○第五号議案横芝町東町児童館設置及び管理条例制定について（東町に設置された児童館の使用目的及利用方法等を条文化したもの）○第六号議案昭和四十年度横芝町一般会計補正予算議定（参院選に伴なうもの七八、〇〇〇円、農業費脊負式防除機二六九、〇〇〇円商工費中小企業融資々金貸付金二、〇〇〇〇〇〇円、消防費当初計算誤謬及団編成替によるもの一八九、〇〇〇円、教育費上堺小校庭排水工事及クラブ活動用具倉庫等二一一、〇〇〇円を含む総計三〇〇〇、〇〇〇円この財源として県支出金八三〇〇〇円、繰越金九〇六、〇〇〇円、諸収入二、〇一一、〇〇〇円総計三、〇〇〇、〇〇〇円を追加するもの）○第七号議案昭和四十年七月執行の参議院議員に伴ない支給する報酬の額の特例に関する条例（参議院議員選挙に際してこの投票開票管理者及び立会人の手当を改正するもの）○請願第一号引揚者在外私有財産補償処理促進に関する請願について（長野、岩沢両議員を紹介議員として、横芝町引揚者会々長山本国雄外五〇名により、引揚者の海外残置私有財産を国は直ちに補償の法的措置を講ずるよう処理するよう請願があったので、これを受理することを審議するもの）以上八議案を審議可決した。